

町では、災害時要援護者支援台帳の更新を行います。

前回申請された内容の確認や情報の見直しを行い、また、新たに台帳への登録を希望する方々の情報を登録いたします。尚、この情報に関しては自治会や民生児童委員の方々へ提供することになりますので、そのことをご了解いただく必要があります。

対象となる方

災害が起きた時に、一人で移動することや必要な情報を得ることが難しいなど避難することに何らかの支援を必要とする方

- (1) 障害者手帳の交付を受けており、支援を受けないと移動できない方
- (2) 一人暮らし高齢者、または高齢者のみの世帯の方
- (3) 寝たきり状態など移動に介助が必要な方々等



更新方法

1. 前回申請いただいた内容を転記したものを、役場からそれぞれの方へ郵送します。(5月末の発送を予定しています)
2. 申請書がお手元に届きましたら内容を確認し、追加するものや削除するものなどがあれば記入してください。訂正がなければそのまま提出してください。
3. 提出の方法は、地域の民生児童委員さんに個別に訪問していただき、内容を確認した上で回収いたします。役場福祉係にご提出いただいても結構です。

新しく登録する場合

1. 新しく台帳に登録を希望される方は、専用の台帳用紙を配付いたしますので、役場福祉係や地域の民生委員さんにご連絡をお願いいたします。



住民係

外国人住民の皆さんへ

2013年(平成25年)7月8日から、外国人住民の方についても住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)の運用が開始されます。また、住基カードの交付を受けることができるようになります。

- 住基ネットの運用開始に伴い、外国人住民の方の住民票に住民票コードが記載され、2013年(平成25年)7月8日から、その住民票コードがご本人に通知されます。

住民票コードは、住基ネットにおいて全国共通の本人確認を行うにあたって必要不可欠な、無作為の11桁の番号です。

- 2013年(平成25年)7月8日から、外国人住民の方も住民基本台帳カードの交付を受けることができます。

写真つき住基カードは公的な証明書としても使えます。住基カードに電子証明書を格納することで、電子証明書による本人確認を必要とする行政手続のインターネット申請ができるようになります。(電子申告など)

※住基ネットに関する詳しい内容につきましては、「住民基本台帳ネットワークシステムのホームページ」をご覧ください。

※住基カードに関する詳しい内容につきましては、「住民基本台帳カード総合情報サイト」をご覧ください。